

特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼職員の給与に関する規程

規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めるものとする。

2 前項に定める職員とは、特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼職員就業規程第3条に規定する職員をいう。

(給与)

第2条 この規程において、職員の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、所長等手当、専門員手当、期末手当(以下「手当等」という。)をいう。

(給料)

第3条 給料は、正規職員、臨時職員及びパートタイマー職員ごとに別紙1に定めるところによる。

(給料の支給)

第4条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとする。

2 給料を支給する日は、翌月の15日とする。支給日が休日に当たるときは、その前日とする。

3 前項にかかわらず、職員が退職又は死亡したときは期日前に支給することができる。

(給料支給の始期)

第5条 新たに職員になった者には、その当日からの給料を支給する。

(給料支給の終期)

第6条 職員が退職し又は死亡したときは、その月分の給料の全額を支給する。ただし、刑に処せられて失職し、又は懲戒処分によって免職された者には、その日まで日割りによって支給する。

(休暇等の給与)

第7条 特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼職員就業規則第31条及び第32条第1項の規定により理事長が認めた休暇期間については、その間給料の全額を支給する。

(諸手当)

第8条 手当等の支給方法及び支給額は、別紙1に定めるところによる。

(勤務1時間当たりの給料額の算出)

第9条 勤務1時間当たりの給料額は、給料の月額に12を乗じ、その額を年間の歴日数から年間の週休日の数及び年間の休日を控除した日数に1日の所定勤務時間を乗じて得た数で除して得た数とする。

(事務局長の給与)

第10条 事務局長の給与は、理事長が別に定める。

(旅費)

第11条 職員が旅行したときは、別紙2に定めるところにより旅費を支給する。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は公布の日から施行する。ただし、(給与)第2条の規定中、期末手当については平成29年4月1日に遡って適用する。
- 2 旧規定第8条で定める別紙1 専門員手当のうち子育て支援員手当については、期末手当の支給に伴い平成29年4月1日に遡り廃止する。